

令和6年3月1日発行

3月号

Vol. 148

鳩ヶ谷公民館だより



| | |
|------------|--------|
| ★ 今月の休館日 ★ | |
| 4日(月) | 11日(月) |
| 18日(月) | 25日(月) |

川口市立鳩ヶ谷公民館 川口市坂下町3-2-2 ☎048-285-1688

ホームページ★<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/04010/020/8/29/index.html>

編集・発行 鳩ヶ谷公民館長



鳩ヶ谷公民館からのお知らせ

「味噌づくり教室」 開催しました

鳩ヶ谷公民館では、初めての「味噌づくり教室」でしたが、初心者の方からベテランの方まで、また、若い方から年配者までと幅広い方々に参加していただき、手作りの味噌を作ることができました。

器材にも制限があり順番待ちになる場面もありましたが、講師の先生方に用意していただいた「おしるこ」を食べたり、世間話に花が咲き交流を深めながらの楽しい教室となりました。



大豆を圧力鍋で煮ます



柔らかくなった大豆を「餅つき機」で潰します



潰した大豆にあらかじめ混ぜておいた米こうじと塩を入れます



空気が入らないように容器に詰めます

おやこの遊びひろば

☆お友達がほしい ☆お話ししたい ☆聞いてほしい

概ね3歳までのお子さんと保護者を対象に、遊びの広場として、
子育て相談、情報交換の場を提供します。

毎回、専門の保育士がお待ちしています。

- 会 場 鳩ヶ谷公民館 2階 日本間
- 開催日時 金曜日 9:00~12:00
- 問合せ 子育て支援課 ☎048-258-1112



参加費無料、時間内出入り自由です。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 3月 | 1日 | 8日 | 15日 | 22日 | 29日 |
| 4月 | 5日 | 12日 | 19日 | 26日 | |

鳩ヶ谷公民館地区レクリエーション協会からのお知らせ



◎ 3月の大会 (お問い合わせは各自治会までお願いします。)

◆ 3月3日(日) 鳩ヶ谷公民館地区「ミニテニス・スポレック」大会
鳩ヶ谷スポーツセンター

今年度最後の大会になります。

令和6年能登半島地震災害義援金に係る義援金箱の設置について

鳩ヶ谷公民館事務所窓口にて、令和6年能登半島地震災害に対する義援金を受け付けております。(ご理解、ご協力ありがとうございます。引き続きよろしくお願いたします。)

※ お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて全額を被災された方々へお届けいたします。



鳩ヶ谷ウクレレクラブ主催

春だって！
『歌って、踊って Wai!, Y!, わ〜い！』

日時：2024年 3月31日（日）

11時30分から

場所：鳩ヶ谷公民館 3F ホール

出演：歌って：コーラス、ウクレレ、篠笛、ハーモニカ

踊って：フラ、邦楽、民謡 の皆さん

担当：吉田 09019923064

STOP!

住宅火災

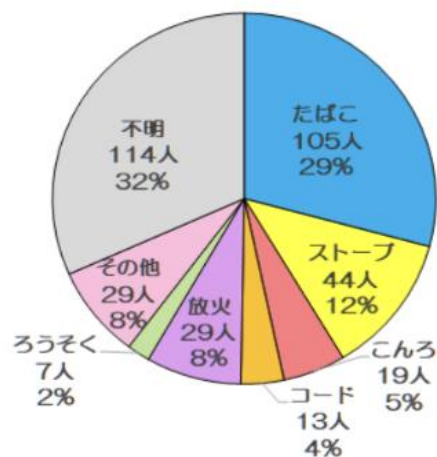
12月から翌年3月ま
では火災が多発する時
期です

冬季は、暖房器具を使用する機会が増え、空気が乾燥することで火災が発生しやすくなることから、特に注意が必要です。

令和5年中は、住宅火災による死者の7割強が65歳以上の高齢者でした。

主な出火原因

- たばこ **死者発生原因第1位！**
寝たばこは絶対しない
- ストーブ **ストーブの中で一番多いのは、電気ストーブ**
周囲に燃えやすいものを置かない
- こんろ **調理中の使用放置や着衣の着火に注意！**
火がなべ底からはみ出さないように調理する
- コード **周辺に潜み、知らぬ間に出火！**
使っていないプラグは抜く





埼玉県警察マスコット
「ポッポくん」

自動車盗難の被害防止

月極駐車場や自宅敷地内から、ワゴン車、SUV車の盗難被害が継続的に発生しています。

被害にあわないため

- ・ 駐車場所に【カメラ・センサー・ブザー】の設置
- ・ 車両には【タイヤロック・ハンドルロック】の取り付け
- ・ 【防犯ブザー】の設置

の検討をお願いします。



サイバー犯罪被害が増えています。

- ネットショッピング詐欺 なりすまし通販サイトに騙されないで。
- フィッシング詐欺 公的機関・有名企業を装ったメール等には原則アクセスしない。
- ワンクリック詐欺 怪しいサイトにはアクセスしない。
- 投資詐欺 「必ず儲かる」は注意。

自転車利用時、ヘルメット着用率 100%の未来へ！

自転車に乗る時は「命を守るヘルメット」をかぶりましょう！

自転車に乗車する人は大人からお子さんまで全員、自転車ヘルメット着用の努力義務が課せられました。

〈自転車安全利用五則〉

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車事故死者の半数以上は
頭部に致命傷を負っています。



自転車を利用するみんながヘルメットをかぶる未来へ！